

# ひょうご労働図書館 図書等収集方針

## (目的)

第 1 条 県が規定するひょうご労働図書館（以下「図書館」という。）事業実施要領の事業目的を達成するとともに図書館を利用する者（以下「利用者」という。）の図書及び資料（以下「図書等」という。）の要求と関心を反映させ、組織的に図書等を選定、収集することにより、広く県民の要求に応えられる蔵書を形成する。

## (定義)

第 2 条 この方針においての用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 図書等収集方針 収集すべき図書等についての基本的な図書等選択のための方針で、図書館がどのようなサービスを目指しているかを、蔵書構成の面から明らかにするものをいう。
- (2) 図書等選択 不特定多数の利用者を想定し、一定の蔵書構成を実現するために収集すべき個別の図書等を選択することをいう。
- (3) 蔵書構成 図書館蔵書が図書館のサービス目的を実施する構成となるように、図書等を選択、収集して計画的・組織的に蔵書を形成、維持、発展させていく意図的なプロセスのことをいう。
- (4) 複本 図書館蔵書における同一図書のもう 1 冊の図書。同一著者、同一書名、同一の版で、同一出版社から出版された図書等をいう。異版や複製図書、新たな叢書の一部として刊行された図書は複本とはいわない。
- (5) 選定 選定会において収集等の候補となる図書等を決定することをいう。
- (6) 除籍 図書館で所在不明の図書等や、破損、汚損がある図書等、あるいは不要となった図書等を原簿から削除することをいう。
- (7) 廃棄 図書等を除籍した後、特定の図書等を蔵書から取り除くことをいう。

## (基本方針)

第 3 条 図書館は、労働関係の図書等を専門的に取り扱う専門図書館として、利用者の要求に応じて労働分野及びそれに関連する分野の図書等収集に努める。また、「図書館の自由に関する宣言」（注 1）をふまえ、以下の基本的な考え方に留意して図書等を収集する。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ図書等を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 利用者の蔵書に対する要望を検討し、または意見を配慮し、魅力ある蔵書とする。
- (4) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (5) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしない。
- (6) 受贈図書等についても、同様の方針で行う。

(種類・範囲)

第4条 図書館は、紙媒体や電子記録媒体等の図書等の形態の如何を問わず収集する。

2 収集する図書等の種類は次のものとする。

- (1) 一般図書（概説書、入門書、評論、実用書など。）
- (2) 参考図書（図書目録、事典、年鑑、年表など。）
- (3) 行政図書等（政府機関、地方自治体及び国際機関並びにその類似機関が作成した図書等）
- (4) 逐次刊行物（完結を予定せず、同一のタイトルのもとに、一般に巻次、年月次を追って、個々の部分（巻号）が継続して刊行される、月刊、週刊、日刊等の機関誌、雑誌、紀要、新聞などの定期刊行物又は不定期刊行物）
- (5) その他パンフレット類（労働組合定期大会資料、各種普及啓発小冊子など。）

3 収集する図書等の内容は、次のものとする。

- (1) 積極的に収集するもの
  - ア 時代の変化に応じた労働者の新しい働き方に関するもの。
  - イ 雇用情勢の変化に応じた労働者の能力開発に関するもの。
  - ウ 新しい時代に応じた起業、開業やコミュニティービジネスなどに関するもの。
  - エ 時代の変化に応じた企業経営に関するもの。
  - オ 労働事情の変化に応じた労働者福祉に関するもの。
- (2) 継続的に収集するもの
  - ア 過去から現在までの労働運動の歴史に関するもの。
  - イ 県内の労働組合の機関誌や経営者団体の機関誌などの地域資料
  - ウ その他、労働法制、労働事情、雇用、労使関係、労働組合、労働運動、労働環境、経済、経営、産業、技術に関するもの。
- (3) 選択的に収集するもの  
労働分野の関連情報を理解する上で必要なもの（政治、思想、歴史など。）。

(収集方法)

第5条 図書等の収集方法は、購入、受贈、交換、複製、制作の方法による。

2 購入の際には、各出版社や書店の新刊等案内、在庫図書目録、各種雑誌、新聞等の書評や出版書誌データベースなどを活用する。

3 受贈については、労働問題等に関する研究機関、各大学及びその附属研究機関の発行する図書等について、継続的な提供を依頼する。

(除籍)

第6条 図書館の蔵書を常に生きた状態にしておくため、利用状況、保管スペース、当該図書等の価値や内容、歴史的な重要性、他の版又はその他の著作による情報の入手可能性、著作の経過年数、標準的な書誌による引用度などの事項を検討して、次のとおり除籍する。

(1) 不用図書等

- ア 汚損、破損が甚だしく、使用に耐えず補修の不可能な図書等
- イ 時間の経過によって内容が古くなり、資料的価値がなくなった図書等
- ウ 時間の経過により需要が低下した複本
- エ 保存期限の経過した逐次刊行物

(2) 亡失図書等

- ア 蔵書点検で引き続いて3年間所在不明の図書等
- イ 貸出中で回収不能な図書等
- ウ 利用者から紛失の申出があった図書等
- エ 災害、事故等により亡失した図書等

(除籍図書等の取扱い)

第7条 前条により、除籍した図書等の取扱いは、次のいずれかとする。

- (1) 複本として保管する。
- (2) 再利用することが可能なものは、読書団体又は個人に無償で譲渡する。
- (3) 上記の各号に該当しないものは、廃棄する。

(選定組織等)

第8条 図書等の事前評価による検討や選択が当該図書等収集方針に沿って妥当なものになっているかどうかの確認、協議等を行うために、館長は「ひょうご労働図書館図書等選定会」(以下「選定会」という。)を設置する。

2 図書等の選定は、次の第1号に規定する選定会の構成員(以下「構成員」という。)の合議によって行い、その結果を尊重して館長が収集等を決定する。

また、構成員の任期は次の第2号に、謝金及び旅費は第3号に規定するとおりとする。

(1) 構成員等

館長は、次のアからウに規定する者の中から4名以上を構成員として招集し、ウの図書館業務に従事する責任者は、構成員として選定会を総理する。

- ア 労働分野に精通する者
- イ 公益財団法人兵庫県勤労福祉協会(以下「協会」という。)業務に関連する者
- ウ 図書館業務に従事する責任者

(2) 任期

構成員の任期は、原則2年とする。

(3) 謝金及び交通費の支給

選定会に出席した構成員には、謝金及び交通費を支給する。なお、謝金は、1回あたりの支給額を5,000円(税込み)とするが、協会に勤務する者及び兵庫県職員には支給しない。また、交通費については、協会旅費規程に基づき支給する。

3 構成員は、第4条から第6条の規定に基づき収集及び除籍等を行う図書等を選定する。ただし、購入図書等については、次に規定する推薦図書等の中から選定する。この場合、第3条第4号の規定及び公平性の観点から前項第1号ウの構成員は推薦することができな

い。

- (1) 利用者がリクエストする図書等
- (2) 労働分野に精通する者が推薦する図書等
- (3) 図書館業務に従事する者が推薦する図書等

4 選定会は、原則として毎月1回、定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催するものとする。なお、館長は、構成員の協議等に特段の支障がないと認めるときは、構成員に対し書面またはオンライン会議方式により意見及び表決を求めることによって、選定会の開催に替えることができる。

5 その他、選定会の運用については、別に定める。

(分類・排架)

第9条 前条により館長が収集を決定した図書については、日本十進分類法を参考に分類したうえで、ひょうご労働図書館運営要領第15条に沿って運用し、図書館内に排架する。

(他の図書館との相互協力)

第10条 図書館は、当館では提供できない図書等の情報を利用者等から求められた場合は、県立図書館、県立大学等の図書館及びその他の類似の目的を持つ専門図書館に協力を求め可能な限り情報等を入手することにより提供する。また、他の図書館から情報の提供を求められた場合は、同様に協力するよう努める。

(収集方針の改定)

第11条 収集方針に基づき収集される図書等の特色を形成し、図書館がその時代の要請に応じていくためには、収集の考え方を絶えず吟味していることが必要である。そこで、この収集方針は、行政目的、社会情勢や県民の趣向の変化に従い、館長が必要に応じて改定する。

附 則

この方針は、令和2年3月5日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

注1 国民の知る自由を保障するために図書館は「図書等収集の自由」「図書等提供の自由」を有し、また、図書館人は「利用者の秘密を守り」「すべての検閲に反対する」ことを宣言したもの。1954年の日本図書館協会第40回全国大会において議決され、1979年に改訂された。